

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成31年2月11日付けで行った「第2次瀬戸市教育アクションプラン（平成28年度策定）の平成29年度・平成30年度の進捗管理に関するすべての文書」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成31年2月25日付け30瀬教政第653号により行った一部開示決定の処分に対し、開示された公文書である「平成29年度・平成30年度 瀬戸市教育委員会の活動の自己点検・評価報告書作成に係る起案・決裁文書」のうち、「自己点検評価 意見・提言担当表」（以下「本件対象文書」という。）の不開示部分については、全て開示すべきである。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成31年2月11日付けで行った開示請求に対し、処分庁が平成31年2月25日付け30瀬教政第653号で行った一部開示決定の処分について、その処分を取り消し、本件対象文書の不開示部分の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁が不開示根拠とした条例第7条第5号は、基本的に「検討段階」の文書であることを前提にした規定である。本件対象文書は平成29年度及び平成30年度の進捗管理に関する文書であり、開示請求時において、検討は終結している。よって、「率直な意見交換若しくは決定の中立性が不当に損なわれる」などということはない。

イ 瀬戸市教育委員会の活動の自己点検・評価報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条第1項に基づき作成するものであり、年度ごとに完結するものである。したがって、今後の協議に著しい支障があることはない。

ウ 法第26条第2項では、「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と定められており、瀬戸市教育アクションプラン推進会議の各委員の担当項目が記載されている本件対象文書を公開されたからといって、学識経験を有する委員が困ることはないであろう。また、瀬戸市教育アクションプラン推進会議で各委員がどのような議論を経て、最終的な報告書となったのかを市民が知ることは、市民が瀬戸市の教育について理解を深めることでもあり、「公益性」は大きい。条例は、そのような文書を

不開示にすることを予定していないものとする。

3 処分庁の説明の趣旨

(1) 処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

委員がどの部分を評価担当したものかについて、条例第7条第5号のとおり今後の率直な意見交換を不当に損なうおそれがあるため不開示とした。これを不開示とすることで、選任された委員が今後も率直な意見・提言ができることが明らかであるため当該部分については不開示としている。

(2) よって、審査請求人の請求した文書は開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

平成31年 2月11日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
平成31年 2月25日	処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
平成31年 3月24日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
平成31年 4月12日	審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和元年 5月15日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和元年 5月27日	審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和元年 6月10日	審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和元年 7月16日	審査庁において口頭意見陳述徴取を実施
令和元年 7月30日	処分庁から審査庁へ回答書を提出
令和元年 8月15日	審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和元年 8月15日	審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付
令和元年10月 2日	審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

第2次瀬戸市教育アクションプラン（以下「瀬戸市アクションプラン」という。）の評価実施に係る根拠は、法第26条第1項に規定する「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」であり、同条第2項には「教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されている。なお、文部科学省の当該法律の逐条解説には、「教育に関し学識経験を有する者」とは、「教育に関して公正な意見を述べることを期待できる人」と記されている。

審査請求人から処分庁に対し、「知見を活用することがふさわしい人を選んで

か。」と質問したところ、「学識経験者を始めとする有識者を委員として委託していません。」との回答を得た。

そもそも瀬戸市アクションプランは、愛知県教育委員会のアクションプランと整合を図るように作成されており、愛知県教育委員会のアクションプランの評価書には、評価した委員名が記載されている。瀬戸市の委員も当然に愛知県教育委員会のアクションプランを読んでいると考えられ、自身の評価意見は公表されるという認識があると思われる。

また、瀬戸市アクションプランを評価する瀬戸市教育アクションプラン推進会議は市民が傍聴できるものとなっている。

今回の不開示理由として、条例第7条第5号としているが、評価した委員名を開示することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障が生ずるおそれがあるとは考えられない。本件対象文書の審議、検討及び協議は終了しており、意思決定がなされているものである。

したがって、処分庁が主張する「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を適用することはできないはずである。

(2) これに対し処分庁は、次のように説明している。

本件対象文書を不開示とした理由は、今後の率直な意見交換を不当に損なうおそれがあるためである。どの委員がどの施策を評価したかを不開示とすることで、選任された委員が今後も率直な意見交換・提言ができ、瀬戸市アクションプランがより良いものとなると判断したものである。

瀬戸市アクションプランを評価する瀬戸市教育アクションプラン推進会議の中では、評価について議論することはなく、各委員には個別に自宅等で評価部分を作成してもらっている。委員の多くは瀬戸市民であるため、本件対象文書を公表することで外部からの影響を受けるおそれがある。処分庁としては、率直な意見交換・提言を重要視しているため、不開示とした。

(3) そこで、本審査会は、処分庁が不開示とした点を中心に審査を行った。

処分庁は条例7条第5号を適用し、不開示としたとしている。条文では、「市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

本件対象文書が規定に合致するかについて、審査会として次の2点で整理をした。

第1点目は、処分庁が主張する「今後の率直な意見交換・提言を不当に損なうおそれ」の該当性についてである。処分庁は説明の中で、「瀬戸市教育アクションプラン推進会議の中では評価について議論することはなく、各委員には個別に自宅等で評価部分を作成してもらっている。」と述べている。つまり、委員は各自で評価を記載してお

り、その役割分担表である本件対象文書が公開されたとしても、そもそも自由闊達な意見交換をしていないため、意思決定の過程においても何ら阻害されることはない。

また、瀬戸市教育アクションプラン推進会議の委員に就任するという事は、瀬戸市アクションプランを評価することは当然の任務であると理解していると認められる。前提条件として不開示とする取り決めがない限り、本件対象文書を開示したとしても、処分庁と委員との信頼関係に影響を与える結果にはなりえないと考える。

以上のことから、本審査会としては、処分庁の主張は条例第7条第5号の定めるところに該当しないと判断する。

第2点目は、本件対象文書を公開することで外部からの影響があるとの補足説明に係る該当性についてである。審査会としても処分庁に改めて確認したが、委員は学識経験者を始めとする有識者であるとの回答を得ている。委員は専門的見地から公正に評価する知識を有しているはずであり、その意見に否定的なものがあるかと、有識者として反論すべく理論を組み立てていることが見込まれる。本件対象文書が公開されたとしても、委員は適切に対処されることが期待される。

以上のことから、本審査会としては、当該説明は抽象的で採用できないと判断する。

(4) したがって、本審査会としては、条例第7条第5号が適用される具体的な理由はないとの結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。